

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品—旧定額法及び定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 — 重要性が乏しいため、計上していません。
- ・退職給付引当金— 平成27年10月1日より京都社会福祉事業企業年金基金へ移行したため、平成28年10月拠出分を取崩した残額（平成29年10月拠出予定分）が計上されております。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会の退職給付制度を採用しています。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
 - 「本部会計」
 - イ 大谷保育園拠点（社会福祉事業）
 - 「大谷保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	198,729,468	0	5,217,043	193,512,425
定期預金（基本）	0	0	0	0
合 計	198,729,468	0	5,217,043	193,512,425

7. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物（基本）	251,418,349	57,905,924	193,512,425
小 計	251,418,349	57,905,924	193,512,425

その他の固定資産			
建物	4,140,016	1,099,689	3,040,327
構築物	4,089,500	3,292,856	796,644
器具及び備品	22,469,227	9,235,247	13,233,980
ソフト等	2,157,360	1,034,916	1,122,444
小計	32,856,103	14,662,708	18,193,395
合計	284,274,452	72,568,632	211,705,820

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	320,322	0	320,322
合計	320,322	0	320,322

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし